

(13) 図書館司書・学校図書館司書教諭課程

I 図書館司書課程について

図書館は、博物館・公民館などと並んで、社会教育施設のなかで大きな役割を占めているだけでなく、学校教育とも密接に関連しており、教育文化の重要な場となっている。

1950年に公布された図書館法第4条には「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。司書は、図書館の専門的事務に従事する。司書補は司書の職務を助ける。」と規定されている。この図書館における専門的事務とは、図書館活動に必要な図書館資料を選択収集し、これを分類作業・目録作業などの専門技術によっていつでも利用できる状態に整理保存し、さらに人々の要求に応じて所蔵資料の十分な活用を図ることである。したがって図書館業務に従事しようとする者には、この資格が必要不可欠からざるものとなっている。

この資格を取得するためには、図書館法第5条に3つの方法が示されているが、本学の場合には第1項1号の規定が該当する。すなわち、大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目の単位を修得したのものには司書となる資格が与えられる。

II 学校図書館司書教諭課程について

学校図書館司書教諭とは「学校図書館法」（1950年公布）で規定された学校図書館の専門的職員で、同法第5条には「学校には、学校図書館の専門的事務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。」とある。ここでいう学校図書館とは小学校、中学校、高等学校に設けられた図書館を指している。この司書教諭の資格取得については、同法第5条第2項に「前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」と規定されている。本学の司書教諭課程はこの講習を代行するものとして開講されたものであるが、司書教諭の資格を取得しようとする者は、卒業時に中学校・高等学校のいずれかの教育職員免許状をも取得しなければならない。また、司書教諭の資格は文部科学省に申請しなければならず、この申請に関する学内手続きについては、4年次の卒業生発表の日に行うことになるので掲示板を見落さないよう注意のこと。

Ⅲ 履修について

- (1) 図書館司書資格を得ようとする者は、下の入学年次毎の表に従い、それぞれに規定された必修科目、選択科目を修得しなければならない。

【2012年度～2019年度入学生適用（英文学科・総合人文学科・歴史学科・教育学科）】

必修科目は12科目、選択科目は2科目以上、計14科目以上を修得すること。

法定科目	本学開講科目	単位	開講年次	備 考	
必修科目	生涯学習概論	※生涯学習概論 (英文・総合人文・歴史学科)	4	2	社会教育主事課程・学芸員課程と共通
		生涯学習論 (教育学科)	2	4	
	図書館概論	図書館概論	2	2	社会教育主事課程と共通
	図書館制度・経営論	図書館制度・経営論	2	4	社会教育主事課程と共通
	図書館情報技術論	図書館情報技術論	2	3	
	図書館サービス概論	図書館サービス概論	2	3	
	情報サービス論	情報サービス論	2	4	
	児童サービス論	読書と豊かな人間性	2	3	学校図書館司書教諭課程と共通
	情報サービス演習	情報サービス演習A	1	4	
		情報サービス演習B	1	4	
	図書館情報資源概論	図書館情報資源概論	2	3	社会教育主事課程と共通
	情報資源組織論	情報資源組織論	2	3	
情報資源組織演習	情報資源組織演習	2	4		
選択科目	図書館基礎特論	学校経営と学校図書館	2	3	学校図書館司書教諭課程と共通
	図書館サービス特論	学習指導と学校図書館	2	3	学校図書館司書教諭課程と共通
	図書館情報資源特論	図書館情報資源特論	1	4	
	図書・図書館史	図書・図書館史	2	3	
	図書館施設論	図書館施設論	1	4	

※2019年度英文・総合人文・歴史学科入学生については、生涯学習概論Ⅰ（2単位）となる。

- (2) 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、教育職員免許状を取得し、かつ下表の科目の単位を修得しなければならぬ。

	科 目 名	単 位	開講年次
必 修 科 目	学 校 経 営 と 学 校 図 書 館	2	3
	学 校 図 書 館 メ デ ィ ア の 構 成	2	3
	学 習 指 導 と 学 校 図 書 館	2	3
	読 書 と 豊 かな 人 間 性	2	3
	情 報 メ デ ィ ア の 活 用	2	3

Ⅳ 資格証明書の交付について

- (1) 年度初めに資格申請登録し、所定の単位を修得した者には、卒業式当日に司書資格証明書を交付する。
- (2) 学校図書館司書教諭資格修了書については、年度初めに資格申請登録し、所定の単位を修得した者は、4年次の2月に事前の手続を経て卒業後6月に申請を行い、翌年3月頃文部科学省から交付される。